

# 運輸安全マネジメント

ガイドライン14項目

【内部監査チェックリスト】

梶形タクシー株式会社

## ① 経営トップの責務

※ 関係法令等の遵守と安全最優先の原則を事業者内部へ徹底

◇ 輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有しているか。

◇ 社員(運転者を含む。以下同じ。)に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を、自ら、及び安全統括責任者を通じて、徹底しているか。

※ 安全方針を策定

◇ 輸送の安全に関する方針の策定に主体的に関与しているか。

※ 安全統括責任者、その他経営管理部門で安全管理に従事する者への指示による安全重点施策の策定

◇ 輸送の安全に関する重点施策、目標及び計画の策定に主体的に関与しているか。

※ 安全管理体制を構築・改善するため、かつ、輸送の安全を確保するため、安全統括責任者等への指示による必要な要員、情報、輸送施設等(車両、船舶、航空機および施設。)の確保

◇ 輸送の安全の確保に係る予算の確保、組織体制の構築等必要な措置を講じているか。

※ マネジメントレビューの実施

◇ 輸送の安全の確保に関する安全統括責任者の意見を尊重しているか。

※ リーダーシップを発揮した安全統括責任者等への指示による安全マネジメントの取り組みの構築・改善

◇ 経営トップは、会社全体の運輸事業の安全管理体制の見直し(マネジメントレビュー)に主体的に関与しているか。

## ② 安全方針【輸送の安全に関する基本的な方針等】

※ 安全方針の策定(安全管理に関わる事業者の全体的な意図・方向性の明示)

◇ 事業者は、輸送の安全に関する基本的な方針(以下「安全方針」という。)を設定し、社内に周知しているか。なお、安全方針には以下の内容が含まれることとする。

※ 安全方針の内容

(1) 安全最優先の原則

(2) 関係法令等の遵守

(3) 安全管理体制の継続的改善等の実施

◇ 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社員に輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させ、また、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす事項の有無

◇ 安全マネジメントを確実に実施し、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める事項の有無

◇ 輸送の安全に関する情報について、積極的に公表する事項の有無

※ 経営トップ率先垂範による事業者内部への効果的な周知、各要員の理解度及び浸透度を定期的に把握

- ◇ 事業者は、安全方針の各社員の理解度、事業者内部への浸透度合い、遵守状況等を内部監査その他の手段で定期的に把握しているか

※ 安全方針の見直し

- ◇ 事業者は、少なくとも1年ごとに見直し(現行の安全方針の変更の必要性の有無を検討すること、周知方法を見直すこと等を含む。)を行っているか。

③ 安全重点施策

輸送の安全に関する重点施策

輸送の安全に関する目標と計画

輸送の安全に関する費用支出及び投資

※ 安全方針に基づく、会社全体、各部門又は支社等における目標及び取組計画の作成

- ◇ 事業者が安全方針に基づき実施すべき重点施策には、以下の内容が含まれていることとする。
- ◇ 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令に定められた事項を遵守する事項の有無
- ◇ 輸送の安全に関する費用支出・投資を積極的かつ効率的に行うよう努める事項の有無

※ 目標設定及び取組計画の作成上の留意点

- (1) 目標年次を設定
  - (2) 数値目標等の具体的目標であり、達成状況の検証・評価が可能
  - (3) 輸送現場の安全に関する課題を詳細に把握し、課題の解決と改善
  - (4) 取組計画の実施にあたっての責任者、手段、実施期間、日程等を明示
  - (5) 現場の声を反映し、実態を踏まえた改善効果向上へ配慮
  - (6) 従業員の理解しやすさ、輸送の安全性の向上への熱意、モチベーションの高揚に配慮
  - (7) 目標達成後、達成状況を踏まえ、より高い目標を新たに設定
- ◇ 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じる事項の有無
  - ◇ 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達・共有する事項の有無
  - ◇ 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を作成し、これを適確に実施する事項の有無
  - ◇ グループ企業にあつては、持ち株会社及び傘下の企業が密接に協力することにより安全性の向上に努める等、一丸となって安全性の向上に努める事項の有無
  - ◇ トラック事業者が下請事業者を利用する場合にあつては、次のような下請事業者の輸送の安全の確保を阻害する行為を行わないこととしているか。
    - (1) 到着時間等について安全の確保が困難な無理な運行を依頼すること
    - (2) 積込前に運送する貨物量を増やす急な依頼をすること等、また、下請事業者と長期契約を結ぶ等の密接な関係にある場合は、下請事業者における安全管理体制の構築・改善について要請・指導しているか
  - ◇ 事業者は、安全方針に基づき、事業者が達成すべき目標を設定しているか。例えば、以下のような指標を用いて目標を設定する。
    - (1) 事故件数
    - (2) 輸送の安全に関する投資額(安全教育費、安全表彰経費、ドライブレコーダー等のハード整備費等)

(3) 安全教育実施回数・受講員数

- ◇ 目標の設定に当たっては、必要に応じ、会社全体の目標に加え、支社等における目標を設定しているか。
- ◇ 事業者は、輸送の安全に関する目標を達成するため、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な取組計画を作成しているか。
- ◇ 計画の作成に当たっては、以下の事項を考慮し、輸送の安全の現状、問題点を具体的かつ正確に把握し、輸送の安全性の向上につながる改善効果の高いものになるようにしているか。
  - (1) 自社の人材、車両、施設、運行の状況等の現状
  - (2) 事故、ヒヤリ・ハット等の発生状況
  - (3) 前年度の計画の実施状況
  - (4) 内部監査、保安監査及び運輸安全マネジメント評価の結果
  - (5) 輸送の安全に関する現場からの改善提案・要望
  - (6) 利用者・顧客からの輸送の安全に関する要望・クレーム等

※ 取組計画に従った着実な実施

- ◇ 事業者は、安全方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施しているか。

※ 安全重点施策の見直しの実施(少なくとも1年毎)

- ◇ 事業者は、輸送の安全に関する目標及び計画を少なくとも1年毎に、進捗・達成状況の把握等をした上で必要な見直しを行っているか。
- ◇ 事業者は、輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めているか。その際、自社の人材、車両、施設等の実態を把握し、事故、ヒヤリ・ハット情報等を十分に分析の上、安全対策が効率的に行なわれるよう、重点的に費用支出及び投資を行っているか。

④ 安全統括責任者の責務

※ 関係法令に従った選任

※ 責務・権限の付与(事業者は、以下の内容を含む安全統括責任者の責務を定める。)

- (1) 安全管理体制に必要な手順及び方法を確立し、実施し、維持し、改善
- (2) 安全管理体制の課題又は問題点を的確に把握する立場として、経営トップへの報告又は意見上申
- (3) 安全方針を事業者内部へ周知徹底
- ◇ 社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底する事項の有無
- ◇ 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持する事項の有無
- ◇ 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を着実に実施することの有無
- ◇ 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ることの有無
- ◇ 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営トップに報告することの有無
- ◇ 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見具申を行う等、事故防止その他の安全対策について必要な改善措置を講じる事項の有無
- ◇ 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理する事項の有無
- ◇ 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理する事項の有無

- ◇ 輸送の安全を確保するために、社員に対して必要な教育又は研修を行う事項の有無
- ◇ その他の輸送の安全の確保に関する事務の統括管理を行う事項の有無

⑤ 要員の責任・権限(社内組織)

※ 安全管理体制の構築・改善に必要な要員の責任・権限の明示

- ◇ 安全統括責任者、統括運行管理者、運行管理者及び整備管理者を選任しているか。

※ 上記責任・権限の事業者内部への周知

- ◇ 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統を決定し、その組織図を作成しているか。
- ◇ 社員は、組織図に定める者の指示を受けるほか、常に安全の向上に資する技能等の向上に努め、安全な運行等輸送の安全の確保を行っているか。

※ 責任・権限の付与(安全管理体制の運営上必要なもの及び関係法令等で定められているもの)

- ◇ 支社、支店又は営業所(以下「支社等」という。)がある会社において、輸送の安全の確保に関する責任・権限の一部を支社長、支店長又は営業所長に委ねている場合には、これら支社等も含め、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統を決定し、その組織図を作成しているか。

⑥ 情報伝達及びコミュニケーションの確保

輸送の安全に関する情報伝達・共有

※ 事業者内部への的確な情報伝達及びコミュニケーションの実現

- (1) 経営管理部門から現場への情報伝達の仕組み提案・運用
- (2) 現場の課題及び潜在課題が、現場から経営管理部門への報告・上申される仕組みの提案・運用
- (3) 事業者内部における縦断的・横断的な輸送の安全の確保に必要な情報の共有
- (4) 報告・上申のあった情報について行った処置の効果検証と見直しの実施

- ◇ 事業者は、次のとおり、社内において、輸送の安全の確保に係る的確な情報伝達を行う。
- ◇ 経営管理部門(経営トップを含む。以下同じ。)と現業実施部門との双方向コミュニケーションとして、経営管理部門から現場への一方向の情報伝達だけでなく、現場で顕在し、又は潜在している課題等が現場から経営管理部門に対して報告・上申される仕組みを構築し、適切に運用しているか。
- ◇ 関係する部門間の情報の共有不足等に起因する輸送の安全の確保に関するトラブル等を防止するため、事業者内部において縦断的、横断的に輸送の安全の確保に必要な情報を共有しているか。

※ 利用者の不適切行動防止のための安全啓発活動の実施

- ◇ バス、タクシーの事業者においては、必要に応じて、利用者に対し、利用者の不適切な行動が輸送の安全の確保に影響を与えるおそれがあることを伝える等の安全啓発活動を行っているか。

※ 輸送の安全に関する情報のデータベース化と容易なアクセス手段の確保

- ◇ 事業者の管理実態等を踏まえ、必要に応じ、次に掲げるような措置を講じることが適切である。
- ◇ 輸送の安全の確保に関する情報のデータベース化とそれに対する容易なアクセス手段を確保しているか。

※ 経営トップ等への目安箱等のヘルプラインの設置

- ◇ 経理トップ等への目安箱等のヘルプラインを設置しているか。

※ 輸送の安全に関わる情報の外部への公表の実施

◇ 情報公開、事業者は、通達本文Ⅱのとおり情報を公表しているか。

⑦ 事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用

※ 定義及び収集手順を定め、それらの情報収集の実施

経営トップへの報告の実施(特に重要と定めた情報)

◇ 事業者は、輸送の安全を確保するため、事故及びヒヤリ・ハットの定義及び報告手順を定め、それらに関する情報を収集するとともに、事故その他当該事業者において輸送の安全確保のため重要と認める情報については、適時、適切に経営トップまで報告しているか。

※ 収集した情報の活用

(1) 分類・整理

(2) 根本原因の分析と究明

(3) 対策を立てるべき原因の絞り込み

(4) 事故等の再発・未然防止対策の検討・実施

(5) 対策の効果検証と見直し

(6) 潜在的な危険の洗い出しと対策を立てるべき潜在的な危険の選定

◇ 事業者は、収集した情報を関係部署において整理・分類し、類型化しているか。

◇ 事業者は、原因分析を行うべき事象を抽出し、当該事象が発生した原因の分析を行い、当該分析結果を踏まえ、対策を立てるべき原因を絞り込んでいるか。

◇ 事業者は、事故等の再発防止・未然防止のための対策を検討し、実施しているか。

◇ 事業者は、必要に応じ、整理・分類、類型化した情報を参考に、潜在的な危険(日常業務に潜在する輸送の安全に関する危険)を洗い出し、潜在的な危険が生じる可能性と事故につながる可能性、事故につながった場合の影響の大きさの評価(リスク評価)を行い、対策を立てるべき潜在的な危険を選定しているか。

◇ 事業者は、選定した潜在的危険から生じる可能性のある事故の未然防止のための対策を検討・実施しているか。

※ 収集した情報の活用

上記から予想される事故の未然防止対策の検討・実施、効果検証と見直し

◇ 事業者は、実施した対策について、その効果を把握した上で、必要な見直しを行っているか。

※ 収集及び活用に向けた業務環境の整備

◇ 事業者は、必要に応じ、取り組みが円滑に行われるよう、事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用のシステムを構築しているか。

※ 他事業者等の事例活用の実施

◇ 事業者は、事故等の再発防止・未然防止の観点から他の事業者や他のモードにおける事故等の事例を的確に活用しているか。

⑧ 重大な事故等への対応

※ 責任・権限を明示した対応手順の策定(責任者、応急措置、復旧措置、事故等の原因等)

内部への対応手順の周知徹底

◇ 事業者は、事業全体として対応しなければならないような程度・規模の重大な事故等(通常の事故等の対応措置では対処できない事故・災害等)が発生した場合に備え、適切かつ柔軟に必要な措置が講じることができるよう、その責任者を定め、事故等の応急措置及び復旧措置の実施、事故等の原因、被害等に関する調査及び分析等に係る責任・権限等必

要な事項を明らかにした対応手順を定め、事業者内部に周知しているか。

※ 事故等発生時の速報及び事故等の内容、原因、再発防止策等の情報伝達体制の整備

◇ 事業者は、対応手順がいたずらに複雑かつ緻密な手順とならないようにしているか。

※ 定期的に全社的な重大事故等対応訓練の実施

◇ 事業者は、対応手順を実行的なものとするため、事業者の事業規模、事業内容に応じ、適当な想定シナリオを作成し、定期的に全社的な重大事故等対応訓練(通信訓練や机上シミュレーションでもよい)を行っているか。

※ 対応訓練及び過去の事故対応経験事例について、対応手順等の見直し・改善の実施

◇ 重大な事故等の発生時には、事故等発生時の速報を関係する社員に伝達するとともに、適宜、事故等の内容、事故等の原因、再発防止策等を伝達し、全組織で迅速かつ的確な対応を図っているか。

◇ 事業者は、自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)に定める事故があった場合は、国土交通省へ必要な報告又は届出を行っているか。また、災害等により事故等があった場合は、国土交通省その他関係機関に必要な情報提供を行っているか。

#### ⑨ 関係法令等の遵守の確保

※ 下記に掲げるような輸送の安全を確保する上で必要な事項に関し、関係法令等遵守と遵守状況の定期的な確認の実施

※ 輸送に従事する要員の確保

◇ 輸送に従事する社員の確保をする規定を遵守しているか。

※ 輸送施設の確保及び作業環境の整備

◇ 輸送施設の確保及び作業環境の整備をする規定を遵守しているか。

※ 安全な輸送サービスの実施及びその監視

◇ 安全な輸送サービスの実施及びその監視をする規定を遵守しているか。

※ 事故等への対応

◇ 事故等への対応をする規定を遵守しているか。

※ 事故等の是正措置及び予防措置

◇ 事故等の再発防止措置及び予防措置をする規定を遵守しているか。

#### ⑩ 安全管理体制の構築・改善に必要な教育・訓練等

※ 安全管理体制の構築・改善の取組に直接従事する要員に対する教育・訓練を計画的に実施し、その有効性と効果を把握し、実施内容等の見直し・改善の実施

◇ 事業者は、安全管理体制の確立、実施、維持、改善に直接従事する者、即ち、経営トップ、安全統括責任者等経営管理部門で安全管理に従事する者(当該経営管理部門が管理する各部門の責任者及びその補助者等を含む。)及び内部監査を担当する者に対して、安全管理体制のコンセプトを理解させるため、地祇に掲げる事項に関し必要な教育・訓練を計画的に実施した上で、その効果を把握・検証し、必要に応じ、当該教育・訓練の内容等の見直し・改善を図る。

(1) 本手引の内容(運輸安全マネジメント制度の趣旨・ねらいを含む。)

(2) 安全管理規程の内容

(3) 関係法令等

(4) 安全管理体制におけるPDCAサイクルの概念等

◇ 教育・訓練の内容は、安全管理体制の運営に必要なとされるもので、社員が理解しやすい具体的なものとなっているか。

- ※ 従業員に必要な能力の習得及び技能の維持のための教育訓練・研修を計画的に実施し、その有効性と効果を把握し、実施内容等の見直し・改善の実施
  - ◇ 事業者の全社員に対し、「世界で最も安全な公共交通機関を目指す」等の理念の下、自らの職業に自尊心を持って安全対策に取り組むことができるよう、次の事項に適切に取り組むこととする。
  - ◇ 現場社員の必要な能力の習得及び獲得した技能の維持のための教育・訓練・研修を計画的に実施した上で、その有効性、効果を把握・検証し、必要に応じ、当該教育・訓練の内容等の見直し・改善を図っているか。
- ※ 事故体験の共有(事故経験者の講義、事故事例集の作成による周知など)の取組の実施
  - ◇ 「事故」体験を共有しているか。

## ⑪ 内部監査

- ※ 内部監査の実施
  - ◇ 内部監査の範囲は、安全管理体制全般とし、経営管理部門及び現業実施部門に対しておこなっているか。
  - ◇ 事業者は、安全管理体制が次の基準を満たしているか否かを明確にするために内部監査を実施する。
  - ◇ 安全管理体制が、安全を管理する規程に適合しているか、及び事業者が決めた安全管理体制に関する規程・手順に適合しているか。
  - ◇ 安全管理体制が適切に運営され、有効に機能しているか。
- ※ 内部監査の頻度(少なくとも1年毎)  
重大事故等発生時の内部監査実施
  - ◇ 内部監査は、少なくとも1年毎に実施しているか。さらに、重大事故等が発生した際には適宜必要な内部監査を実施しているか。
- ※ 内部監査の客観性(監査員は自身の所属部門への監査は実施しない等)の確保
  - ◇ 内部監査の実施に当たっては、内部監査を受ける部門の業務に従事していない者が監査を実施する等、監査の客観性が確保できるようにしているか。
- ※ 内部監査員への教育訓練の実施
  - ◇ 内部監査を効率的に実施するため、内部監査を担当する者には、内部監査の方法等について、必要な教育・訓練を実施しているか。
- ※ 内部監査実施の重要性について、経営トップ等から社内周知徹底による支援の実施
  - ◇ 内部監査の実施に当たっては、経営トップ等がその重要性を事業者内部に周知徹底する等の支援を行っているか。

## ⑫ マネジメントレビューと継続的改善

- ※ マネジメントレビュー(経営トップによる安全管理体制の機能全般に対する評価・見直し・改善)の実施  
マネジメントレビューの頻度(少なくとも1年毎)  
重大事故等発生時のマネジメントレビュー実施
  - ◇ 経営トップは、事業者の安全管理体制が適切に運営され、有効に機能していることを確かなものとするために、安全管理体制の機能全般に関し、少なくとも1年毎にマネジメントレビューを行っているか。さらに、重大事故等が発生した際は適宜実施しているか。
- ※ マネジメントレビューの内容(安全管理体制の改善の必要性和実施時期、必要となる資源等)
  - ◇ マネジメントレビューの際には、安全管理体制の実施状況(例えば、輸送の安全に関する

目標及び計画の達成状況、進捗状況)、安全管理体制に係る内部監査の結果、事故・トラブル等の発生状況、現場や利用者からの意見・要望、保安監査結果、運輸安全管理の評価結果等を確認した上で、安全管理体制の改善の必要性と実施時期について検討を行っているか。

※ マネジメントレビューの具体的な実施体制の確立、方法策定

◇ マネジメントレビューの具体的な実施体制及び方法は、事業者の安全管理の実態に見合ったものとなっているか。

※ 継続的改善(課題等に係る是正措置・予防措置)の実施

◇ 安全管理体制が適切に機能するように継続的に改善措置を行っているか。

◇ 継続的改善を行う際には、①から⑨までの措置について、輸送の安全に関する目標及び計画の達成状況・進捗状況、安全管理体制に係る内部監査の結果、事故・トラブル等の発生状況、現場や利用者からの意見・要望、保安監査結果、運輸安全管理評価結果等から明らかになった課題等について、必要な是正措置及び予防措置を講じているか。

### ⑬ 文書の作成及び管理

※ 文書管理手順書の作成とその管理

※ 記録管理手順書の作成とその管理

※ 事故情報等管理手順書の作成とその管理

※ 重大事故等対応手順書の作成とその管理

※ 内部監査手順書の作成とその管理

※ 是正及び予防に関する手順書の作成とその管理

※ 関係法令等により作成を義務付けられている文書の作成とその管理

※ 事業者が安全管理体制を構築・改善する上で必要と判断したその他の文書の作成とその管理

◇ 事業者は、輸送の安全に関する会議の議事録、安全方針、重点施策、報告連絡体制、事故、災害等の報告、輸送の安全に関する内部監査の結果、安全統括責任者の指示その他の輸送の安全に関する情報の記録及び保存の方法を定め、保存しているか。

### ⑭ 記録の作成及び維持

※ 安全統括管理者から経営トップへの報告内容に関する記録の作成とその維持

※ 事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用内容に関する記録の作成とその維持

※ 安全管理体制の構築・改善に必要な教育・訓練に関する記録の作成とその維持

※ 内部監査の実施に関する記録の作成とその維持

※ マネジメントレビューに関する記録の作成とその維持

※ 是正措置及び予防措置に関する記録の作成とその維持

※ 関係法令等により作成を義務付けられている記録の作成とその維持

※ 事業者が安全管理体制を構築・改善する上で必要と判断したその他の記録の作成とその維持

◇ 事業者は、輸送の安全に関する会議の議事録、安全方針、重点施策、報告連絡体制、事故、災害等の報告、輸送の安全に関する内部監査の結果、安全統括責任者の指示その他の輸送の安全に関する情報の記録及び保存の方法を定め、保存しているか。